

名古屋港マスコットキャラクターグッズの貸出しに関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、名古屋港管理組合（以下「本組合」という。）が管理する名古屋港マスコットキャラクターグッズ（以下「グッズ」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定め、名古屋港の広報・宣伝活動の発展に寄与することを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱におけるグッズとは、次に掲げるものをいう。

- (1) 名古屋港マスコットキャラクター「ポータン」及び「ミータン」の着ぐるみ
- (2) その他本組合が別途定める名古屋港マスコットキャラクターに関する物品

(借受申請)

第3条 グッズを借り受けようとする者は、あらかじめ名古屋港マスコットキャラクターグッズ借受承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、名古屋港管理組合管理者（以下「管理者」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者が使用するとき、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体、公益財団法人名古屋みなと振興財団、公益財団法人名古屋港緑地保全協会及び公益社団法人名古屋清港会
- (2) 名古屋港鉄鋼埠頭株式会社、名古屋臨海鉄道株式会社、名古屋港埠頭株式会社及び名古屋四日市国際港湾株式会社
- (3) その他管理者が適当と認めた者

2 前項ただし書に該当する者は、別に定める届出を、名古屋港管理組合担当課長（広報・にぎわい振興担当）宛てに提出するものとする。

(貸出承認)

第4条 管理者は、前条第1項の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、グッズの利用を承認するものとする。

- (1) 名古屋港の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) グッズを正しい利用方法に従って利用しないとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反すると認められるとき、又は反するおそれのあるとき。
- (4) その他使用を承認することが適当でないと認められるとき。

2 前項の承認は、名古屋港マスコットキャラクターグッズ貸出（変更）承認書（様式第2号）をもって行うものとする。

(利用上の遵守事項)

第5条 グッズを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により利用し、管理者の指示する条件に従うこと。
- (2) グッズを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 着ぐるみを利用する場合は、必ず介添人を付けること。

(4) グッズの利用による事故等については、借受者側で解決するものとし、管理者はその責を負わないものとする。

(5) グッズは利用後、原状に復し、速やかに管理者へ返却すること。

(承認内容の変更の申請)

第 6 条 グッズの貸出承認を受けた者が承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ管理者に名古屋港マスコットキャラクターグッズ借受変更承認申請書（様式第 3 号）により申請し、その承認を受けなければならない。

2 第 4 条の規定は、前項の承認について準用する。

(承認の取消し)

第 7 条 管理者は、グッズの利用がこの要綱及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該グッズの貸出承認を取り消すことができる。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、グッズの取扱いに係る必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。